

学齡期職業体験事業企画提案募集説明書

1 趣旨

学齡期職業体験事業の実施に係る企画提案の実施について説明する。

2 業務の目的及び内容

- (1) 業務目的 次世代の労働者を担う小中学生及びその保護者に対し、人材不足分野（製造業、建設業、ものづくり分野、運輸分野）、新たな産業、技術（IT分野）などの幅広い分野の職業を直接体験する機会を提供し、学齡期からの就業意識の醸成を図る。
- (2) 業務内容 学齡期職業体験事業の実施の内容は、別添「学齡期職業体験事業業務委託仕様書」のとおりとする。
- (3) 契約期間 契約締結日から令和6年3月15日（金）まで
- (4) 委託上限額 2,999,700円（消費税及び地方消費税10%相当額を含む。）

3 参加資格

提案の資格を有する者は、業務の趣旨を十分理解し、円滑に遂行できる者で、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加提出期間中でない者であること。
- (3) この公告に係る契約締結年度を除き過去五年間に国または地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を締結し、これを誠実に実行した者であること。
- (4) 県税を滞納していない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17の規定による更生手続開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。（更生手続開始の決定を受けた者を除く）
- (7) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。
- (8) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。（再生計画の認可の決定を受けた者を除く）

4 企画提案書募集に関する質問の受付及び回答

(1) 担当部局

奈良県 産業・観光・雇用振興部 雇用政策課 能力開発係

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県庁本庁舎主棟6階

電話：0742-27-8834（ダイヤルイン）

(2) 企画提案説明書の交付期間等

①交付期間 令和5年5月16日(火)から令和5年6月6日(火)まで
(土日及び祝日を除く平日の午前8時45分から午後5時まで)

②交付場所 (1)に同じ

(3) 企画提案書募集に対する質問の受付及び回答

①受付期間 令和5年5月23日(火)午後5時まで

②提出先 (1)に同じ

③提出方法 FAX(A4版、様式は自由)にて受け付けます。なお、必ず質問者のFAX番号を明記すること。

FAX: 0742-27-2319

④回答 令和5年5月30日(火)までに、奈良県産業・観光・雇用振興部雇用政策課のホームページに掲載します。

(4) 企画提案参加申込書の提出期限等

①提出期限 令和5年6月1日(木)

②提出先 (1)に同じ

③提出方法 様式1をFAXにて提出してください。なお、FAX送信後、上記担当部局あてに連絡してください。

5 企画書の提出書類、提出部数及び提出期限等

(1) 提出書類及び提出部数

企画書は、以下の書類をもって構成し、正本1部・写し6部(ただし、ア・オ・カについては1部)を提出すること。また、サイズはA4、写しはモノクロ可とします。

- ア 業務委託企画提案書 (様式1-1)
- イ 事業者概要書 (様式2)
- ウ 事業企画提案書 (様式3-1~3-3)
- エ 事業行程表 (任意様式)
- オ 担当職員名簿 (様式4)
- カ 誓約書 (様式5)
- キ 見積書 (任意様式)
- ク 経費内訳書 (参考様式1を参照)

(注1) 見積書に記載する事業実施経費は、2,999,700円(消費税及び地方消費税相当額を含む)を超えないこと。

(注2) 当部長が必要と認める場合において、必要な書類の提出を求める場合があること。

(2) 提出期限等

イ 提出期限

令和5年6月7日(水)午後5時まで

ロ 企画書の提出先
4（1）に同じ。

ハ 提出方法

持参または郵送（書留郵便に限る）による。

持参の場合の受付時間は、土日及び祝日を除く平日の午前8時45分から午後5時まで。

郵送の場合は、令和5年6月7日（水）午後5時まで。

ニ 提出に当たっての留意事項

（イ）仕様書（企画提案説明書）により企画書を作成・提出すること。

（ロ）提出された企画書は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

（ハ）提出された企画書は、提出者に無断で使用しない。

（ニ）虚偽の記載をした企画書等は、無効とする。

（ホ）参加資格を満たさない者が提出した企画書は、無効とする。

（ヘ）上記（1）に示す全ての書類が提出されない場合は、審査の対象としない。

（ト）企画書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。

6 審査について

（1）審査日

令和5年6月中旬（予定）

なお、詳細については参加申込書を提出後、企画提案書の提出に対する要件を満たしたと判断した者に対して改めて通知します。

（2）審査内容

イ 審査方法（プロポーザルの審査）

本説明書及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、「学齢期職業体験事業業務委託選定審査会」（以下、「選定審査会」という。）が書類審査し、評価点方式による順位をもとに、審査員の合議により契約候補者を決定する。ただし、評価点が合計60点未満（100点満点）の場合は契約候補対象外とする。なお、提案者が1者の場合は、評価点が60点以上であることを、委託先として選定する条件とする。

ロ 選定審査会の評価基準

選定審査会の書類審査は、以下の評価基準により行う。

1. 業務遂行能力

①本業務の目的、趣旨を十分理解した提案を行っているか。（5点）

②同様業務を実施した実績があり、本業務成果を期待できるか。（5点）

③業務実施手順は適切であるか。（5点）

④業務スケジュールは適切であるか。（5点）

⑤業務内容を実現するための適切な実施体制が具体的に示されているか。（5点）

2. 企画提案内容

①体験教室は、小学生にそれぞれの職業の大切さ、素晴らしさを理解させる内容となっているか。(25点)

②実演講話は、中学生にそれぞれの職業の社会的認知度を高める内容となっているか。(25点)

③出前体験教室は、それぞれの職業の素晴らしさを周知する内容となっているか。(15点)

3. 経費

①経費は妥当な金額になっているか。(10点)

ハ 審査結果

企画提案書を提出された全事業者あて、令和5年6月中旬を目途に、書面により通知する。なお、受託者名、企画提案者ごとの総合評価点及び各評価項目の評価点を閲覧により公表する。ただし、企画提案者名については受託者以外公表しない。

閲覧場所：4(1)に同じ。

(3) 当部による評価の実施

イ 提出された企画書の内容等を確認するため、上記の評価を行う前に、必要に応じて当部職員による実態調査を行う場合がある。

7 契約の締結

評価結果通知後速やかに、当部長は、契約候補者から見積書を徴取し、記載された内容を検討する。

令和5年6月中旬以降に、契約を締結する。

8 入札保証金

免除します。

9 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則第19条第1項ただし書各号いずれかに該当する者である場合は免除します。

10 契約の解除

契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。

①正当な理由なく、契約に定める義務を履行しないとき。

②受託者の責めに帰する理由により、委託期間内に業務を完了する見込がないことが明らかになったと認めるとき。

③受託者が業務に応募できる資格がないことが判明したとき。

④役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及

び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。))

第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

⑤暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

⑥役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

⑦役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

⑧役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

⑨この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が上記④から⑧のいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したとき。

⑩この契約に係る下請契約等に当たって、上記④から⑧のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記⑨に該当する場合を除く。)において、本県がこの契約の相手方に対して下請契約の解除を求め、この契約の相手方がこれに従わなかったとき。

⑪この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

1.1 その他

(1) 企画提案書等及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出されたすべての書類は返却しないものとする。ただし、このプロポーザルに係る審査以外には利用しない。

(3) 提出されたすべての書類は、奈良県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書(個人情報等は非公開)となるが、提出者に無断で公開することはない。

(4) 参加申込書、企画提案書などの受理後の差替え及び追加・削除は原則として認めない。

(5) 提示した事項及び企画提案に関する条件に反したときは失格とする。

(6) その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに奈良県個人情報保護条例、奈良県会計規則及びその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。

1.2 公契約条例

別紙「公契約条例に関する遵守事項」に記載する遵守事項を理解した上で受注すること。

1.3 書類提出先

住所：630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地 奈良県庁本庁舎主棟6階

担当：産業・観光・雇用振興部 雇用政策課 能力開発係

電話：0742-27-8834 (ダイヤルイン)

FAX : 0 7 4 2 - 2 7 - 2 3 1 9

以上